数値目標の見直しについて

資料１－２

【第３部　第２章　第５節　精神保健医療対策】

<table>
<tr><th>現行計画の目標</th><th>現状値</th><th>見直し後の目標（案）</th><th>考え方</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>令和８(2026)年度末</th><th>現状値
令和２(2020)年度</th></tr>
<tr><td>精神病床における入院需要（患者数）</td><td>10,932人</td><td>10,512人</td></tr>
<tr><td>精神病床における急性期（３か月未満）
入院需要（患者数）</td><td>2,626人</td><td>2,301人</td></tr>
<tr><td>精神病床における回復期（３か月以上１年未満）
入院需要（患者数）</td><td>1,949人</td><td>1,720人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期（１年以上）
入院需要（患者数）</td><td>6,357人</td><td>6,491人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期入院需要
（65歳以上患者数）</td><td>3,442人</td><td>3,379人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期入院需要
（65歳未満患者数）</td><td>2,915人</td><td>3,112人</td></tr>
<tr><td>精神病床から退院後１年以内の地域における
平均生活日数</td><td>325.3日以上</td><td>（令和元（２０１９）年度
退院者）
326.1日</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>令和11(2029)年度末</th><th>現状値
令和５(2023)年度</th></tr>
<tr><td>精神病床における入院需要（患者数）</td><td>9,608人</td><td>10,175人</td></tr>
<tr><td>精神病床における急性期（３か月未満）
入院需要（患者数）</td><td>2,425人</td><td>2,431人</td></tr>
<tr><td>精神病床における回復期（３か月以上１年未満）
入院需要（患者数）</td><td>1,966人</td><td>1,657人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期（１年以上）
入院需要（患者数）</td><td>5,217人</td><td>6,087人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期入院需要
（65歳以上患者数）</td><td>3,020人</td><td>3,200人</td></tr>
<tr><td>精神病床における慢性期入院需要
（65歳未満患者数）</td><td>2,197人</td><td>2,887人</td></tr>
<tr><td>精神病床から退院後１年以内の地域における
平均生活日数</td><td>322.6日以上</td><td>（令和４（２０２２）年度
退院者）
322.6日</td></tr>
</table>
</td><td>第８期障害福祉計画と整合性を図り設定する。
「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」に示された、「数値目標」の算定式において入院需要が最大となる目標値を設定する。
＜国の指針に定める数値目標＞
長期入院者数
Σ（A1）×（１－X1）＋Σ（A2）×（１－X2）
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）
（C）－Σ（A1）×（１－X1）＋Σ（A2）×（１－X2）
A1：年齢階級別の推計入院患者数（令和11(2029)年）
※認知症以外の者
A2：年齢階級別の推計入院患者数（令和11(2029)年）
※認知症の者
C：精神病床における入院期間が1年以上である入院患者数
（令和５(2023)年）
X1：慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合
（原則として0～0.1）
X2：認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合
（原則として0～0.1）</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>令和８(2026)年度末</th><th>現状値（備考）
令和元(2019) 年度実績</th></tr>
<tr><td>精神病床における入院後３か月時点の退院率</td><td>68.9%</td><td>68.5%</td></tr>
<tr><td>精神病床における入院後６か月時点の退院率</td><td>84.5%</td><td>84.6%</td></tr>
<tr><td>精神病床における入院後１年時点の退院率</td><td>91.0%</td><td>91.1%</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>令和11(2029)年度末</th><th>現状値
令和４(2022)
年度実績</th></tr>
<tr><td>精神病床への30日以上の再入院率（退院後90日時点）</td><td>9.9%以下</td><td>9.9%</td></tr>
<tr><td>精神病床への30日以上の再入院率（退院180日時点）</td><td>16.5%以下</td><td>16.5%</td></tr>
<tr><td>精神病床への30日以上の再入院率（退院365日時点）</td><td>24.1%以下</td><td>24.1%</td></tr>
</table>
</td><td>第８期障害福祉計画と整合性を図り設定する。
「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された、「数値目標」に地域の現状を勘案し設定する。
＜国の指針に定める数値目標＞
退院患者の精神病床への30日以上の再入院率
・退院後90日時点の再入院率
⇒　9.9%以下とする
・退院後180日時点の再入院率
⇒　16.5%以下とする
・退院後365日時点の再入院率
⇒　24.1%以下とする</td></tr>
</table>

【第３部　第９章　在宅医療対策】

現行計画の目標	現状値	見直し後の目標（案）	考え方
訪問診療を実施している診療所・病院 1,711施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	訪問診療を実施している診療所・病院 1,471施設 （令和６(2024)年度）	訪問診療を実施している診療所・病院 1,805施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	国指針改正により目標値を修正する。
在宅療養支援診療所・病院 1,015施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	在宅療養支援診療所・病院 968施設 （令和７(2025)年４月１日）	在宅療養支援診療所・病院 1,121施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
機能強化型在宅療養支援診療所・病院 363施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	機能強化型在宅療養支援診療所・病院 357施設 （令和７(2025)年４月１日）	機能強化型在宅療養支援診療所・病院 412施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
在宅療養後方支援病院 25施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	在宅療養後方支援病院 26施設 （令和７(2025)年１月１日）	在宅療養後方支援病院 30施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	

現行計画の目標	現状値	見直し後の目標（案）	考え方
24時間体制を取っている訪問看護ステーション 1,110施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	24時間体制を取っている訪問看護ステーション 1,121施設 （令和６(2024)年10月１日）	24時間体制を取っている訪問看護ステーション 1,375施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	国指針改正により目標値を修正する。
機能強化型訪問看護ステーション 54施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	機能強化型訪問看護ステーション 59施設 （令和７(2025)年４月１日）	機能強化型訪問看護ステーション 68施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
訪問歯科診療を実施する歯科診療所 1,652施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	訪問歯科診療を実施する歯科診療所 1,479施設 （令和６(2024)年度）	訪問歯科診療を実施する歯科診療所 1,815施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
在宅療養支援歯科診療所 682施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	在宅療養支援歯科診療所 652施設 （令和７(2025)年４月１日）	在宅療養支援歯科診療所 741施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
訪問薬剤管理指導を実施している事業所 3,824施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	訪問薬剤管理指導を実施している事業所 3,562施設 （令和８(2026)年５月１日）	訪問薬剤管理指導を実施している事業所 3,997施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
退院支援を実施している診療所・病院 160施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	退院支援を実施している診療所・病院 170施設 （令和６(2024)年度）	退院支援を実施している診療所・病院 209施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
在宅看取りを実施している診療所・病院 813施設 （目標年度：令和８(2026)年度）	在宅看取りを実施している診療所・病院 722施設 （令和６(2024)年度）	在宅看取りを実施している診療所・病院 886施設 （目標年度：令和11(2029)年度）	
訪問診療を受けた患者数 1,543,224件 （目標年度：令和８(2026)年度）	訪問診療を受けた患者数 1,662,806件 （令和６(2024)年度）	訪問診療を受けた患者数 2,040,030件 （目標年度：令和11(2029)年度）	
看取り数 17,469件 （目標年度：令和８(2026)年度）	看取り数 18,737件 （令和６(2024)年度）	看取り数 22,988件 （目標年度：令和11(2029)年度）	

【第３部　第12章　第３節２　医薬分業の推進対策】

現行計画の目標	現状値	見直し後の目標（案）	考え方
医薬分業の質の評価に係る４つの指標（電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ＩＣＴを導入している薬局の割合　等）において全国平均を上回ること ４項目	全国平均が公表されていないため、評価ができていない。 ①電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局 91.6% ②医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局の割合（過去１年間に平均月１回以上）42.2% ③在宅業務を実施した薬局の割合（過去１年間に平均月１回以上）43.3% ④健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局の割合（過去１年間に１回以上）19.8% （令和８(2026)年３月末）	医薬分業の質の評価に係る４つの指標（電子版お薬手帳又は電子薬歴システム等、ＩＣＴを導入している薬局の割合　等）において、前年度を上回る又は全国平均を上回ること ４項目	各指標の全国平均については、厚生労働省に令和４年度末以降のデータを公表するよう要望しているが、現時点で公表されておらず、各指標における愛知県と全国平均との比較ができていないため、「前年度を上回ること」を目標に追加する。